

日本社会心理学会学会活動委員会規程

第1条（目的）

本会は、会則第4条第2項、第3項、第6項及び第7項に基づく研究振興活動を効果的に遂行するため、理事会のもとに学会活動委員会をおく。

第2条（業務内容）

学会活動委員会は、会員の研究活動を推進発展させるための仕掛けを総合的に検討し、学術動向と需要に応じて、時宜にかなった内容の企画を立案し実施する。

企画の実施にあたっては、学会活動について会長が指名した担当常任理事が常任理事会に提案し、承認を得る。

第3条（構成）

学会活動委員会は、次の者によって構成される。

1. 委員長1名

学会活動について会長が指名した担当常任理事をあてる。

委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長を務めるとともに、企画の立案実施を統括する。

2. 委員若干名

担当常任理事が理事会に候補者を推薦し、承認を得ることで選出される。

委員には理事1名以上を含むものとする。

委員は委員長を補佐し、第2条に挙げた業務内容を行う。

3. 学会活動幹事

学会活動委員会は、非理事の会員の中から企画の立案実施を補佐する学会活動幹事を1名選出することができる。ただし、当分の間非常勤とする。

第4条（任期）

委員の任期は2年とし、重任は原則4年までとする。ただし、特別な事情がある場合は、常任理事会の承認を得た上で別途期間を定めることができる。

委員長が企画の立案に必要と認める場合には、当該の委員長が任期を終えるまでを任期として、随時委員を選出することができる。

第5条（旅費）

学会活動委員会の開催にあたり、必要に応じて、別途内規に基づいた旅費を支給することができる。

附則

- 一． この規程の変更は、常任理事会の決議を経て、理事会が承認することによって行われる。
- 二． この規程は 2017 年 7 月 7 日から施行される。
- 三． 2018 年一括改訂に伴い、この規程は 2018 年 8 月 27 日から施行される。